

令和8年度香川県外国人材日本語能力向上支援補助金のご案内

この補助金は、県内で外国人材を受け入れている中小事業者等又は監理団体等が、外国人材の日本語能力向上のために行う研修等の経費を補助することにより、外国人材の受入れ・活躍促進を支援することを目的とするものです。

1 対象事業

外国人材の日本語能力向上に寄与すると認められる事業

- 例) ・日本語講師を企業に招き、外国人材向け日本語講座を実施する。
・外国人材が地域の日本語教室に通学する。
・外国人材向けのオンラインや通信課程の日本語学習講座を提供する。

2 補助対象者

- ◆ **中小事業者等** (県内に本社若しくは主たる事務所を有し、次のいずれかに該当する法人又は県内に住所を有する個人事業主
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2千人以下であること。)
- ◆ **監理団体等** (県内に住所を置く監理団体、登録支援機関、中小事業者等を主な構成員とする法人)

3 補助内容

- ◆ **補助金額** 補助率2分の1以内(★下記の要件を全て満たす場合は3分の2以内)
補助上限額 60万円
- ◆ **補助対象期間** 令和8年4月1日～令和9年2月28日
(注：令和9年2月28日までに支払いが完了した費用が対象です)
- ◆ **補助対象経費** 講師謝金、日本語教室等の受講料、教材費 など

<★上乗せ要件>

要件1	講師と生徒が会話する機会を十分に設けるなど、「聞く・話す」能力の向上に資する教育方法であること。
要件2	日本固有の職場文化、慣行を踏まえた報告・連絡・相談や休暇の申請、電話の取り方など職場で使う基本的な表現や、業種、職種に応じた専門用語や敬語表現の修得など、職務遂行に役立つ教育内容であること。
要件3	買い物や病院に行った場合など、日常生活の具体的な場面において役立つ表現を習得する教育内容であること。

4 申請方法

「香川県電子申請・届出システム」からご応募ください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13618

最終締切：令和8年9月30日(水)

※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。

その他詳細は、県HPに掲載する交付要綱やQ & A等をご確認ください。
https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/taisaku/gaikokujin/gaikokujin_hojyokin.html

<お問合せ>

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
 香川県商工労働部労働政策課 外国人材確保対策グループ 担当：久保
 電話：087-832-3368 (直通)



かがやくけん、かがわけん

香川県

(ご参考) 交付申請～補助金交付までの流れ

1 交付申請（令和8年9月30日最終締切） ※予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。

「交付申請書（様式第1号）」に、交付要綱第5条に規定する書類を添付して「香川県電子申請・届出システム」からご提出ください。

2 県による交付決定

審査の結果、交付決定となれば、県から交付決定通知書をお送りします。補助対象経費は、**令和9年2月28日までに支払いが完了した費用**ですので、ご注意ください。

3 事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施してください。可能な範囲で、実施状況が分かるよう写真撮影等による記録を行ってください。

4 実績報告（事業完了日から起算して30日を経過した日または令和9年3月10日のいずれか早い日まで）

「補助事業実績報告書（様式第5号）」に、交付要綱第10条に規定する書類を添付して「香川県電子申請・届出システム」からご提出ください。

5 県による交付額の確定

実績報告の内容を審査の上、補助金の額を算定し、県から額の確定通知書をお送りします。

6 補助金の請求

「補助金交付請求書（様式第6号）」により「香川県電子申請・届出システム」からご請求ください。後日、支払予定日をお知らせします。